

「M&A 支援機関登録制度」への登録について

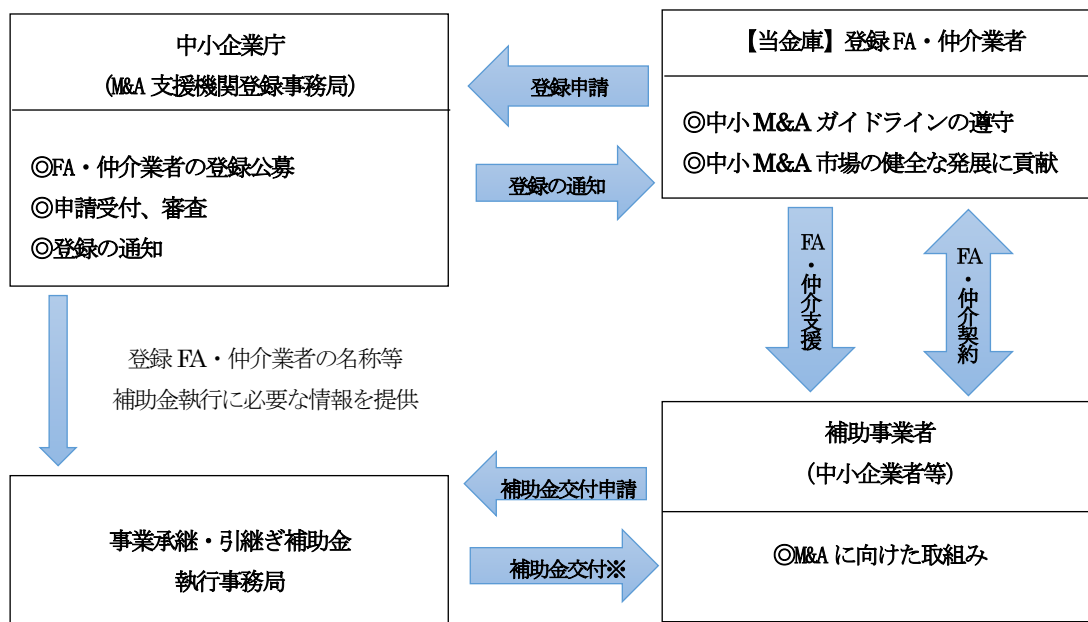
長岡信用金庫（理事長 佐藤 光一）は、中小企業庁が創設した「M&A 支援機関に係る登録制度」において、要件を充足する支援機関として登録されましたのでお知らせします。

本制度は、中小企業が安心して M&A に取り組める基盤を構築するため、M&A 支援機関の行動指針を示した「中小 M&A ガイドライン」※¹の理解と普及を促すことを目的に中小企業庁が創設したものです。本制度に登録された支援機関の支援を受けた中小企業は、その活用に係る費用（M&A 仲介手数料等）が「事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）」※²の補助対象となります。

当金庫は、本制度の趣旨に鑑みて別紙「中小 M&A ガイドライン」の遵守を宣言し、お客様が抱える経営承継に関する課題に対して、最適なソリューションを提供してまいります。

- ※¹ 中小企業庁が 2020 年 3 月に策定したガイドライン。M&A の基本的な事項や手数料の目安を示すとともに、M&A 業者等に対して、適切な M&A のための行動指針を提示するもの。
- ※² M&A の譲渡側・譲受側の双方の土業専門家の活用に係る費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用（買収に伴うリスク調査）、企業概要書作成費用など）を補助するもの。

< 「M&A 支援機関登録制度」と「事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）」との関係図 >



※FA・仲介に係る補助対象経費については、あらかじめ登録された事業者に限る

中小M&Aガイドライン遵守に関する宣言

当金庫は中小企業庁が定める「中小M&Aガイドライン」に記載されている事項について、登録M&A支援機関として、下記事項の遵守を宣言いたします。

<仲介契約・FA契約の締結について>

- ・ 業務形態の実態に合致した仲介契約・FA契約を締結します。
- ・ 契約締結前に依頼者に対し、仲介契約・FA契約に係る重要な事項について明確な説明を行い、依頼者から十分な理解を得たうえで取り組んで参ります。
なお、説明すべき重要な事項は以下のとおりです。
 - (1) 譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と契約を締結し双方に助言する仲介者、一方の当事者のみと契約を締結し一方のみに助言するFAとの違いとそれぞれの特徴
 - (2) 提供する業務の範囲・内容（マッチングまで行う、バリュエーション、交渉、スキーム立案等）
 - (3) 手数料に関する事項（算定基準、金額、支払時期等）
 - (4) 秘密保持に関する事項（秘密保持の対象となる事実、士業等専門家等に対する秘密保持義務の一部解除等）
 - (5) 専任条項（セカンド・オピニオンの可否等）
 - (6) テール条項（テール期間、対象となるM&A等）
 - (7) 契約期間
 - (8) 依頼者が、仲介契約・FA契約を中途解約できることを明記する場合には、当該中途解約に関する事項

<最終契約の締結について>

- ・ 最終契約の締結に当たっては、契約内容に漏れがないよう依頼者に対して再度の確認を促し細心の注意を払って対応します。

<クロージングについて>

- ・ クロージングに向けた具体的な段取りを整えたうえで、当日には譲り受け側から譲渡対価が確実に入金されたことを確認します。

<専任事項について>

- ・ 依頼者が他の支援機関の意見を求めたい部分を仲介者・FAに対して明確にしたうえで、これを妨げるべき合理的な理由がない場合には、依頼者に対し、他の支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めることを許容します。ただし、相手方当事者に関する情報の開示を禁止したり、相談先を法令上または契約上の秘密保持義務がある者や事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に限定したりする等、情報管理に配慮します。

- ・ 専任条項を設ける場合には、仲介契約・FA 契約の契約期間を最長でも 6 ヶ月～1 年以内を目安として定めます。
- ・ 依頼者が任意の時点で仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する条項等（口頭での明言も含む）も設けます。

<テール事項について>

- ・ テール期間は最長でも 2 年～3 年以内を目安とします。
- ・ テール条項の対象は、あくまで当該 M&A 専門業者が関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介した譲り受け側のみに限定する。

<仲介業務を行う場合における特則について>

- ・ 仲介契約締結前に、譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と仲介契約を締結する仲介者であるということ（特に、仲介契約において、両当事者から手数料を受領することが定められている場合には、その旨）を、両当事者にお伝えします。
- ・ 仲介契約締結に当たり、予め、両当事者間において利益相反のおそれがあるものと想定される事項（※）について、各当事者に対し明示的に説明を行います。

※例：譲り渡し側・譲り受け側の双方と契約を締結することから、双方のコミュニケーションや円滑な手続遂行を期待しやすくなる反面、必ずしも譲渡額の最大化だけを重視しないこと

また、別途、両当事者間における利益相反のおそれがある事項（一方の当事者にとってのみ有利または不利な情報を含む）を認識した場合には、この点に関する情報を、各当事者に対し、適時に明示的に開示します。

- ・ 確定的なバリュエーション（企業価値評価・事業価値評価）を実施せず、依頼者に対して、必要に応じて土業等専門家等の意見を求めるよう伝えます。
- ・ 参考資料として自ら簡易に算定（簡易評価）した、概算額・暫定額としてのバリュエーションの結果を両当事者に示す場合には、以下の点を両当事者に対して明示します。
 - （1）あくまで確定的なバリュエーションを実施したのではなく、参考資料として簡易に算定したものであること。
 - （2）当該簡易評価の際に一方の当事者の意向・意見等を考慮した場合、当該意向・意見等の内容について。
 - （3）必要に応じて土業等専門家等の意見を求めることができること。
- ・ デューデリジェンス（買収対象企業への調査）を自ら実施せず、デューデリジェンス報告書の内容に係る結論を決定しないこととし、依頼者に対し、必要に応じて土業等専門家等の意見を求めるよう伝える。

<上記以外の中小 M&A ガイドライン記載事項について>

- ・ 上記のほか、中小 M&A ガイドラインにおける「M&A 専門業者」に関する記載事項について、中小 M&A ガイドラインの趣旨に則った行動をします。

以上